

高浜市下水道排水設備指定工事店のみなさまへ

下水道排水設備指定工事店制度の更新制を導入しました

5年ごとに更新手続きが必要です

令和2年4月1日から愛知県排水設備工事責任技術者の登録方法が変わりました。それに伴い、排水設備指定工事事業者の実態との乖離の予防や資質の維持・向上等を目的に、下水道排水設備指定工事店制度の更新制が令和2年4月1日より始まりました。

これまで、指定の有効期間が無期限から 5年間となり、指定の登録は有効期間の経過によって、その効力を失います。指定を継続して受けるためには更新の手続きが必要です。

1. 指定更新申請に必要な書類

- ・ 排水設備指定工事店指定申請書（新規・更新） 様式第1
- ・ 事業所の平面図及び詳細図 様式第2
- ・ 専属責任技術者名簿 様式第3
- ・ 所有器材調書 様式第4
- ・ 誓約書
- ・ 指定申請者（法人にあっては代表者）の住民票の写し
- ・ 指定申請者（法人にあっては代表者）の履歴書又は経歴書
- ・ 市税納税証明書（滞納がないことを証する書類）
- ・ 定款の写し（法人の場合）
- ・ 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合）
- ・ 指定工事店証（過去に交付したもの）

2. 更新に係る手数料

1件につき、10,000円（高浜市公共下水道条例第24条の規定）

3. 更新時期

初回の更新期間は、本市から指定を受けた日によって、現在の指定の有効期間が決まります。更新後の有効期間は5年です。指定の有効期間満了後、引き続き指定工事店として指定を受けようとする場合は、指定の有効期間が満了する日の30日前までに申請してください。

（旧制度で指定を受けている指定工事店の皆様は下記参照）

指定を受けた時期	現在の指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和3年3月31日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和4年3月31日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和5年3月31日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和6年3月31日
平成25年4月1日～令和2年3月31日	令和7年3月31日